

三田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表（案）

現行	改正案								
<p>第1条 省略</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、三田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員(次条第3項の規定により政務活動費を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)(以下「会派等」という。)に対して交付する。</p> <p>第3条 省略 (所属議員数の異動等に伴う調整)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 一半期の途中において、政務活動費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときあつては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費として既に交付された額を返還しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条 省略 (経理責任者)</p> <p>第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>第7条～第11条 省略 別表(第5条関係)</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会派 三田市議会基本条例(平成24年三田市条例第36号)第5条に規定する会派をいう。</p> <p>(2) 交付対象議員 政務活動費を会派に交付することを選択した会派に所属する議員以外の議員をいう。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、三田市議会における会派及び交付対象議員(以下「会派等」という。)に対して交付する。</p> <p>第3条 省略 (所属議員数の異動等に伴う調整)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 一半期の途中において、政務活動費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員の身分を失ったとき又は交付対象議員でなくなったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときあつては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費として既に交付された額を返還しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条 省略 (経理責任者)</p> <p>第6条 会派(政務活動費を会派に交付することを選択した会派に限る。)は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>第7条～第11条 省略 別表(第5条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td>会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td>会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経
項目	内容								
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参								
項目	内容								
研究研修費	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経								

	加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
広報広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費並びに会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
備品費	会派の行う調査研究活動のために必要な備品の購入及び管理に要する経費
通信運搬費	会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費
事務所費	庁内の会派室において会派が行う調査研究活動のために必要な備品以外の物品購入及び管理に要する経費

別記様式(第7条関係)

年 月 日

三田市議会議長
様

会派名
経理責任者名 印

年度政務活動費収支報告について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

	費
調査旅費	会派等が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派等が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請・陳情活動を行うために必要な経費
広報広聴費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費並びに会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
備品費	会派等が行う調査研究活動のために必要な備品の購入及び管理に要する経費
通信運搬費	会派等が行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費
事務所費	庁内の会派室において会派等が行う調査研究活動のために必要な備品以外の物品購入及び管理に要する経費

別記様式(第7条関係)

年 月 日

三田市議会議長
様

会派名
経理責任者(議員)名 印

年度政務活動費収支報告について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入
政務活動費 円

2 支出(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
要請・陳情活動費		
広報広聴費		
備品費		
通信運搬費		
事務所費		

3 残額 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年度政務活動費収支報告書

会派名
議員名

1 収入
政務活動費 円

2 支出(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
要請・陳情活動費		
広報広聴費		
備品費		
通信運搬費		
事務所費		

3 残額 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。